

企画提案競技実施要領

高校教育課

宮崎県（以下「県」という。）が実施する「県立学校モバイルコンピュータ賃貸借」の契約候補者の選定に当たり、必要な事項を定めるものである。

1 目的

令和2年度にGIGAスクール構想に従って附属中学校・中等教育学校（義務段階）・特別支援学校（義務段階）の児童・生徒向けの一人一台端末を整備した。整備から5年が経過し、端末の劣化及びリース満了に伴い、既製品の入れ替えを行う。

2 業務の概要

別紙「宮崎県県立学校モバイルコンピュータ賃貸借調達仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり。

3 業務期間

令和8年2月1日（日）から令和13年1月31日（金）まで

4 提案上限額（補助金を除いた金額）

47,946,104 円（消費税込）

※補助基準額×整備台数×2/3と契約単価（補助対象となる端末本体等相当額）×整備台数×2/3のいずれか低い額については、宮崎県公立学校情報機器整備事業補助金が交付されるため、それを除いた金額の上限である。（端末1台当たりの補助上限額は55,000円（消費税込））

※宮崎県公立学校情報機器整備事業補助金の補助対象となる端末本体等相当額（購入費相当額）について、リース会社が消費税の確定申告の際に、端末購入に係る仕入税額を控除した場合、その控除した分、実質的に負担（支出）がないこととなるため、本補助金に係る仕入れ額相当額が確定次第、速やかに県に報告し、減額又は返還が必要となるので留意すること。

5 参加資格要件

次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 単体企業（特定非営利活動法人を含む。）であること。
- (2) 「物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）」第2条に規定する入札参加資格を有する者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 企画書等の提出時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 宮崎県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 県税に未納がないこと。
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- (8) 事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ではないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

6 スケジュール（予定）

- | | |
|--------------------|---------------|
| (1) 公募 | 令和7年11月21日（金） |
| (2) 事前説明会参加申込期限 | 令和7年11月27日（木） |
| (3) 事前説明会 | 令和7年12月1日（月） |
| (4) 企画提案競技への参加申込期限 | 令和7年12月4日（木） |
| (5) 企画提案書等提出期限 | 令和7年12月8日（月） |
| (6) プレゼンテーション及び審査 | 令和7年12月12日（金） |

7 企画提案競技の方法

(1) 事前説明会の開催

日 時：令和7年12月1日（月） 午後4時から5時まで

場 所：防災庁舎5階58号室

事前説明会に参加を希望する者は、事前説明会参加申込書（別紙1）を提出すること。

ア 提出先

下記12を参照

イ 提出期限

令和7年11月27日（木）午後5時まで（必着）

ウ 提出方法

電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書の内容

別紙仕様書を参照の上、提案すること。

イ 提出書類

(ア) 企画書（8部）

- ・ 提出する企画案は、1案のみとする。
- ・ 書式はA4判（一部A3判を折り曲げて可）とし、ページ番号を挿入する。

(イ) 見積書（原本1部、写し7部）

- ・ 業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
- ・ A4サイズで任意様式のものと「見積内訳書」（別紙2）を提出すること。

(ウ) 誓約書（別紙3）

- ・ 別紙3により提出すること

ウ 提出期限

令和7年12月8日（月）午後5時までに下記12の提出先に提出すること。

エ 提出先

下記12を参照

オ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

カ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない

(2) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙4）を提出すること。

ア 提出先

下記12を参照

イ 提出期限

令和7年12月4日（木）午後5時まで（必着）

ウ 提出方法

電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

(3) プレゼンテーション

日 時：令和7年12月12日（金）午後2時50分から（予定）

場 所：宮崎県庁3号館4階 教育委員会室

実施方法：参加者によるプレゼンテーション方式

ア プレゼンテーションは、1社当たり、説明20分以内、質疑10分程度 計30分

イ 各社の審査順は、企画提案書の提出順とし、発表時間は事前に通知する。

※ 提出された企画提案書をもとに説明すること。その際、追加の資料の配布等は認めない。ただし、企画提案書の内容を保管するために、パワーポイント等のプレゼンテーションソフトやパネル等を用いて説明することは可能とする。

※ プレゼンテーションに必要なプロジェクター（HDMI）、スクリーン及び電源ケーブルについては、県において提供する。

(4) 審査項目

ア 基本的事項

- ・ 類似システムの導入実績及び技術力があるか。
- ・ 計画的な納入スケジュールとなっているか。
- ・ 納入前の要望に柔軟に対応できるか。
- ・ 本事業を実施するために必要な専門的知識や情報を有しているか。

イ 端末

- ・ 仕様書を踏まえた構成、機能となっているか。
- ・ 使用する生徒にとって使いやすいものか。
- ・ 視覚的に学習意欲が向上するデザイン、設計か。
- ・ 落下や水没などの傷害をできるだけ緩和できる構造であるか。堅牢に対する工夫などが施されているか。
- ・ ソフトのインストールやバージョンアップ等、利用者環境の変化に対する対策は適切か。
- ・ クライアントPCに特別なソフト等のインストールは不要か、仮に必要な場合、容易に行えるものか。
- ・ バージョンアップ等、利用者環境の変化に対する対策は適切か。

ウ 運用・保守

- ・ 事前の打合せや要望に対して柔軟かつ誠実に対応できるか。
- ・ 搬入時や納入後の日常的な問合せや軽微な改善要求について対応可能な体制があるか。
- ・ 障害の種類に応じて速やかな対応ができるか。
- ・ 年次更新に対する補助支援が適切に行えるか。
- ・ バックアップや情報消失に対するリカバリ対応は適切か。
- ・ 既設のネットワーク接続に対して、「打合せ以外の内容であり対象外」という対応ではなく、できる限り誠実に対応頂ける体制であるか。
- ・ 導入規模に対しての適切な人員や、協力会社との連携が図れるか。

エ 経済性

- ・ 提案に対し、経費の積算は妥当か。

(5) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

(6) 審査結果通知

審査の結果は、全ての提案者に対し文書で通知するものとする。

(7) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ア 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- イ 提案書を期限までに提出しないとき
- ウ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- エ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- オ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき
- カ アからオに掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(8) (7)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の締結

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。相手方との協議により、提案内容を一部変更した上で契約書を作成することがある。
- (2) 委託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全ての提案者の負担とする。
- (3) 使用賃借料の支払い方法は、精算払いとする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。
- (5) 補助金については、リース会社が県に交付申請後に県から一括で交付され、補助金を除く使用賃借料については毎月月額で精算払となる。
- (6) 本物件は、宮崎県公立学校情報機器整備事業補助金を活用する。その補助金の内容については、

別添「【参考】宮崎県公立学校情報機器整備事業補助金交付要綱」、文部科学省サイトの「基金によるＩ人Ｉ台端末の更新について」(※１)の内容を十分に確認すること。

※１(URL): https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/mext_02624.html

Ⅱ 書類の提出先及び問合せ先

- (1) 所在地 〒880-8502 宮崎市橘通東Ⅰ丁目９番Ⅰ０号（宮崎県庁３号館３階）
- (2) 担 当 宮崎県 教育庁高校教育課 学校教育計画担当
- (3) 連絡先 電 話 0985-44-2601（直通）
E-mail kokokyoiku@pref.miyazaki.lg.jp